

高齢の方などに関する事業

～支え合つて、住み慣れた地域で安心して暮らそう～

9月は世界アルツハイマー月間

アルツハイマー病や認知症に关心を持ち、正しい理解を深めることができるよう、アルツハイマー月間に合わせて行う市の取組みを紹介します。

認知症になんでも暮らしやすい社会について考えるきっかけにしませんか。

1 羽村市世界アルツハイマー月間講演会

「認知症になんでも安心して共に暮らすために」
日 時 9月11日(日)午後2時～4時

会 場 プリモホールゆとりご小ホール
講 師 繁田 雅弘さん（東京慈恵会医科大学精神医学講座教授）
定 員 100人（申込順）

2 書籍の展示

アルツハイマー病や認知症に関する書籍の展示・貸出しを行います。

会 場 プリモライブラリーはむら
期 間 9月1日(木)～30日(金)

3 ヒノトントン ZOO オレンジライトアップ

ヒノトントン ZOO のエントランスを、認知症支援のシンボルカラー・オレンジにライトアップします。
日 時 9月1日(木)～30日(金)の日没～午後9時

申込み・問合せ 高齢福祉介護課介護予防・地域支援係④456 ☎ s304200@city.hamura.tokyo.jp

※Eメールで申込むときは、タ
イトルに「みんなで続ける！介
護予防体操申込み」、本文に「住
所 氏名 連絡先」を記入して
ください。
内 容 介護予防、「フレイル」
とは何か、いすを使った体操実
技 体操を継続するための「3
か月応援メニュー」
申込み・問合せ 9月5日(月)～
月5日(水)の午前9時～午後5時
に電話 Eメール、または直接、
支援係④456へ
高齢福祉介護課介護予防・地域
支援係④456へ
※Eメールで申込むときは、タ
イトルに「みんなで続ける！介
護予防体操申込み」、本文に「住
所 氏名 連絡先」を記入して
ください。

●満100歳（大正11年4月2日～大正12年4月1日に生まれた方）
●満88歳（昭和9年4月2日～昭和10年4月1日に生まれた方）
●満100歳の方には市長が、満88歳の方には各地区の民生委員・児童委員が、9月19日（月・祝）までにお届けします。

問合せ 高齢福祉介護課高齢福祉係④177

■簡単筋トレで、フレイル・感染症に負けない体力をつける
●簡単筋トレでコロナ禍の体力低下を予防しましょう！
●現在（2020年）で公開している羽村市フレイル予防体操を、リハビリテーション専門職員が紹介します。

対象 運動不足が気になる方、介護予防に关心のある方
※いすを使った、体力に自信ない方向けの体操です。
持ち物 汗拭きタオル、飲み物、筆記用具
定員 10人（申込順）
※運動ができる服装でお越しください。

敬老金をお届けします



みんなで続ける！介護予防体操



高齢の方を対象とした主な福祉サービス

～いつまでも安心して暮らしていくために～

問合せ 高齢福祉介護課高齢福祉係④178

市では、高齢の方を対象に次の事業を行っています。いずれも事前に申請が必要です。事業によっては訪問調査が必要な場合があります。詳しくは、問い合わせてください。

事業	対象	内容
要介護高齢者おむつ給付事業	在宅の65歳以上で次に該当する方 ○要介護3以上で常時おむつを必要とする方 ○要支援1・2・要介護1・2で疾病などにより常時失禁状態と認められる方（生活保護受給者を除く）	市が指定するおむつの給付（1人1か月4,000円を限度） ※給付にかかる費用の1割は自己負担
ねたきり高齢者寝具乾燥事業	○在宅で寝具の乾燥が困難な65歳以上のひとり暮らし・高齢者のみの世帯 ○在宅で65歳以上の寝たきりの方がいる世帯	対象者が常時使用している寝具類を、1か月1回5枚以内を乾燥
高齢者自立支援住宅改修給付事業	在宅のおおむね65歳以上で次に該当する方 設備改修：要介護認定を受け、住宅の改修が必要と認められる方 予防給付：要介護認定の結果が非該当の方	設備改修：浴槽の取替え（上限37万9,000円）、洗面台の取替え（上限15万6,000円） 予防給付：手すりの取付け、床の段差解消など、介護保険と同内容（上限20万円） ※給付にかかる費用の1～3割は自己負担 ※必ず改修前に相談してください。
高齢者救急通報システム事業	65歳以上のひとり暮らし世帯などで慢性疾患（心疾患・循環器など）により常時注意を必要とする方	救急通報システム機器の設置貸与 ※所得に応じて一部費用負担あり
高齢者住宅火災直接通報システム事業	おおむね65歳以上のひとり暮らし・高齢者のみの世帯で、慢性疾患などにより常時注意と防災などの配慮が必要な方	住宅用火災通報機器などの設置貸与 ※所得に応じて一部費用負担あり
徘徊高齢者探索サービス事業	おおむね65歳以上の認知症による徘徊行動がある方を在宅で介護している方	GPS端末機器の貸与…GPSによる位置探索情報システムを活用し、徘徊高齢者の位置情報の提供を行い、早期発見につなげる。 ※利用にかかる費用の1割は自己負担
水道・下水道の使用料助成	70歳以上のひとり暮らし・高齢者のみの世帯で、次の①～③に該当する場合 ①世帯構成員全員の助成を受ける年度の市民税が非課税であること ②生活保護受給世帯でないこと ③水道・下水道使用料の滞納がないこと	上下水道料の基本料金を助成（最小口径13mm1水栓分）
福祉電話事業	電話がない65歳以上のひとり暮らし・高齢者のみの世帯または電話がある70歳以上のひとり暮らし・高齢者のみの世帯で、次の①②に該当する場合 ①市内に親族が住んでいないこと ②生計中心者の前年分の所得税が年額42,000円以下の世帯で定期的に安否確認が必要であること	基本使用料と通話料金（月600円まで）を助成 電話のない世帯には電話を貸与